



(財) 第五福竜丸平和協会

〒136 東京都江東区夢の島3-2
都立・第五福竜丸展示館内
電話 (521) 8494

焼津に還った第五福竜丸

塩川孝信

第五福竜丸も目出度く改修された由、皆様のご努力は如何ばかりであったらうと深く敬意を表します。第五福竜丸は私の生涯の、いわば分身であったとさえこの頃思う。昭和二十九年八月末のあの日、焼津から「式根」に曳航されて淋しく立去って行く姿を今でも思い出す。舵の故障でやや傾いた無人の船が夕方の海上に浮ぶ姿に胸が詰まる思いで見送ったのである。私が最初に船と相会したのは三月一六日午後であった。その前に二、三の船員の方に市役所でお目にかかる時、頭髪・爪に強い放射能を残していた。それでは船もということになり、その日私と助手の八木君とを忙がしくかりたてた県庁の前川衛生部長などと共に船に向かい。ガイガーカウンターは30m前から既に連続音を出していた。甲板上でも60mr/h以上を示した。そこで忙しく働いていた舟大工など、すべての人を船から下して放射能汚染物の拡散を防止する手をつた。船はその日の内に港の奥の一箇所に鉄条網で囲って警察で保護さ

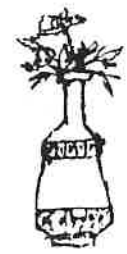
れた。我々の専門は放射性物質の分析であるが、近廻りに一台しかないガイガーカウンターを持っていてという責任から私は県の要望に応じ、先ず放射能のひろがりを防ぐ為に努力することとした。

一七日からは大変で、政府の調査団はともかく一、二名づつの個人で現われる所謂調査団に手を焼いたものである。広い魚の水揚場では、或人が安全だといって帰ったというので私共は責任上10cmの碁盤の目のように調べると、数ヶ所に第五福竜丸の荷物と共に広がった。死の灰、が白く見える程汚れていた。船の汚染物の一部が外国へ持ち去られたという予期しない報道に追い廻されたものでした。こっそり夜分行った船員の家の汚染調査など、数日間は一合のサーベーターが故障もなくよく働いてくれたものと、夜半静岡への帰りの車の中では、機械に礼を云ったものです。広島ABCのモートン博士が最初に見えた三月二〇日

に機材の援助を約して帰ったが、後は調査するだけで何の援助も情報も貰えなかった。米政府派遣のアイゼンバット博士に至っては、日本人科学者が白マスクを付け白衣を着て船上を動き廻っている、対照的に船にどっかと腰をおろし、平服で素手で煙草をふかして報道陣を煙にまく始末であった。始めから終り迄いえることは、船員は何か見るべからざる物を見てしまった恐怖心にとらえられ、焼津から米軍の輸送機で東京へ移送される時も、県の前川衛生部長が集ってはじめて動き出すようなわけであった。ましてやビキニ現場から無線も打たずに一四日間港へいそいだ船員の人達の考えを想像するに同情を禁じ得ないものがある。

船の調査では遡って三月一日迄の被爆線量を山崎博士に協力して測りその値の大きさに驚き、又各大学は例外はあったが東大を中心にまとまって分析に当たったし、調査でも分析でも米側から何の情報がなくとも一応の日本の実力を示したものと誇りに思っている。

(東北大学名誉教授)



「日米損害賠償条約の違法性」*

弥永 萬三郎

五四年三月一日のビキニ事件直後は、実害は出ていないとされていたアメリカ側も、世論の批判をあび、四月一〇日には政府が「遺憾の意」を表明、補償について日本政府と交渉に入った。そして翌五年一月四日になって「ビキニ被災事件の補償問題に関する日米交換公文」が取り交わされた。日本のマクロ業界は、最低補償額として二〇億円の損害明細書を提示していたが、同条約は、「法律上の責任問題とは関係なく」、アメリカ側の「好意による見舞金 (compensation ex gratia)」として二〇〇万ドル (約七億二〇〇〇万円) が支払われた後は、日本側はアメリカに対する一切の請求権を放棄するというものである。

日本政府は、「十分な補償」を要請したものの、アメリカの法的責任を問うことなく、専ら人道的観点から交渉したために、漁民の要求額の三分の一程度にとどまった。しかし、下田条約局長は、国会で二〇〇万ドルは、「先例よりもはるかにいい」と述べるなど、日本側としては、予想外であったとした。

高知県漁民は、「全国の損害総額は二五億円で本県の損害は八億円なので、三分の一は本県に」と県、水産庁へ交渉した(朝日・一九五五・一・七)が、政府は、全体の八一%にあたる五億八〇〇〇万円を日カッ連に支払った。

「危険水域」という「予防措置」をとれば、核実験は合法であり、

同水域内での結果には法的責任を負わないとするのが日米政府の考え方であるが、仮に公海における核実験やそのための危険水域設定が禁止されていないとの立場に立つたとしても、アメリカ政府による核実験という積極的行為の結果として現実に損害が発生したことが立証されるだけで、アメリカは国際法上の国家責任を負い、法的な賠償責任がある。その際、被災した漁船が、危険水域内にいたかどうか、風の方向の予測の誤り、あるいは十分な広さの水域を設定したかどうか、つまりアメリカ側の故意または過失の存在の有無は、関係がない。オーストラリアとニュージーランドがフランスのムルロア環礁における核実験について訴えた際の国際司法裁判所の判決(一九七三年六月二二日の仮保全命令)が、現実に他国に放射能をまき散らす結果をもたらす実験の中止を

求めていることも、このことを裏書きしている。

なお補償問題では近年若干の動きが見られる。ビキニからの避難民は、八四年五月、アメリカ政府を相手に訴訟を起し、八五年三月、ハワイ地方裁判所で決定された合意により、アメリカ政府は、環境復旧の費用を負担することになった。また、八四年五月、アメリカのソルトレイクシティの連邦地裁は、一九五〇年代の大気圏核実験でガンにかかったユタ州、ネバダ州、アリゾナ州の十人の訴えについて、核実験とガンとの明確な関連を初めて認定し、二六六万ドルが支払われている。さらに、五二〜六三年の間にイギリスはオーストラリアで大気圏実験を二二回行ってきているが、オーストラリア政府が任命した王立委員会は、八五年一二月の報告書で、被災した軍人、民間人への補償、原住民の土地に対する補償を勧告している。

平和行進、展示館から出発

二月十二日、日本山妙法寺の平和行進が展示館前から焼津にむけ出発しました。被災33周年の3・1にむけての行進で、出発の集いのあと船の周りをうちわ太鼓を響か

せ一巡、二月二十八日久保山さんの眠る弘徳院に到着します。

大石さんを囲んで

二月二十一日、展示館で第五福竜丸乗組員大石又七さんと高校生懇談会がもたれました。埼玉県

浦和西高校二年生の代表七名が、広島への修学旅行を前にビキニの被災について乗組員から直接話を聞きたいとの願いが実ったもので、大石さんの静かな口調にみんな熱心に聞き取りました。

(高知短大助教授)

俊鷗丸と海洋放射能

長屋 裕

いわゆる放射能——正確に言えば、人工放射性物質——による海洋の汚染が環境問題の一環として世界に鋭く意識され、調査・研究が推進され始めたのは、一九五〇年代後半から一九六〇年前半(昭



船上での魚の精密検査 (俊鷗丸)

和二五年頃から三五年頃)に大規模な核実験が米国とソ連によって反覆された結果、かなり大量の放射性降下物が地球上に蓄積されだしてからである。そしてこのような調査・研究の先駆となったのが昭和二九年五月〜七月におこなわれた俊鷗丸の調査(第一次調査)であった

といっても過言ではない。もともとの調査は、第五福竜丸を被災させた昭和二九年三月の核実験が、同時にビキニ・エニウエトック周辺の海域をも汚染した結果、放射性物質で汚染した魚類——いわゆる原爆マグロ——が出現して、日本の水産と水産業に脅威を与えたことに対応して、漁場の汚染の実態を把握すべく、水産庁が主体となって実施されたものであり、魚類

の汚染調査が最も主要な目的であった。当時日本は、ようやく独立を回復したばかりで、生産力は低く、経済力も微々たるものであり、現在のようないくつかの優秀な観測船、観測機器、あるいは高性能の測定機器、分析機器といったものは皆無に等しい状態であったし、放射性物質についての知識・経験もまた乏しかったから、全国的に大学・研究機関からの協力を仰ぎ、老朽船に乏しい器材を積み込み、割合豊富であったのは熱意のみという調査行であった。この間の事情については、三宅泰雄博士の「死の灰と戦う科学者(岩波新書)」「かえればビキニ(水曜社)」に詳細に述べられている。

俊鷗丸で得られた成果が、それ以降の海洋放射能の研究を方向づけたと言える。海水の汚染は、当初の予測では、その膨大な水量から考えて、微弱であるか又は検出されないであろうとされていたが、比較的浅い表層水中では明瞭に認められ、しかもこの水塊は海流に乗って水平方向へ急速に拡散していることがわかった。その後の調査では鉛直方向へも、次第に拡散

プランクTONの汚染が海水よりもはるかに高く、魚類では内臓の汚染が高いことも明らかになった。太平洋の一大域での汚染が、全域にそして全生物に拡がる可能性が明らかになったわけで、このために、散発的な調査とは別に、水産庁(水産研究所)、海上保安庁(水路部)、気象庁(海洋気象部、気象研究所)などの定常的観測体制がとられ、また生物については、濃縮係数や食物連鎖効果についての研究が推進されるようになった。現在核実験由来の放射性物質は、水平方向には全太平洋へ、鉛直的には深海底まで拡散している。一方大規模な地表核実験の停止以降は地表への放射性降下物の附加は減少しているの、海洋表層の汚染濃度は低下している。今後この傾向は続くと考えられるが、原子力平和利用に由来する放射性物質の附加については、沿岸海域を中心として、さらに検討を続ける必要があるだろう。

(放射線医学総合研究所海洋放射能生態学研究所第一研究室長)



平和随想 (二)

三宅 泰雄



第一回のパグウォッシュ会議が開かれる少し前に、西独の代表的な科学者による核兵器への反対声明が発表されました。ゲッティンゲン宣言がそれです(一九五七年四月)。

ウランの原子核分裂を発見したのは、ドイツのオットー・ハーン(一九四四年ノーベル物理学賞)とシュトラスマンで、一九三八年末のことでした。ハーンはそれまで、女性物理学者のリーゼ・マイトナーとの共同研究をつづけ、九一番元素のプロトアクチニウムの発見など、数々のすぐれた業績をのこしてきました。しかしヒットラーが政権を奪取し、ますますその暴虐がつよってきたため、ウィーン生まれでユダヤ系のマイトナーは、ニールス・ボーア(一九二

二年度ノーベル物理学賞)をたよって、コペンハーゲンに脱出しました。彼女はそこで甥のフリッシュとともに原子核分裂の物理機構と、放出される巨大なエネルギー量を明らかにしました。その直後に世界大戦が勃発しましたので、各国で原爆開発計画が考えられ、まずドイツがそれに着手しました。ナチが原爆を先に入手することを憂えた亡命科学者が、アインシュタインを通じ、ルーズヴェルト大統領に原爆計画を進言したことは前にのべた通りです。

ドイツで原爆計画を指導したのは、ハイゼンベルク(一九三二年度ノーベル物理学賞)でした。朝永博士はその直前まで、ライプツヒのハイゼンベルクのもとに留学していましたが、一九三九年のはじめ、早くもシュトラスマン自身による核分裂の講演を聞いています。朝永さんは「コロキウムはシュトラスマンのウランのちぎれる話。とんでもないことがあるものだ」との感想を日誌に記しています。

先鞭をつけはしたものの、ドイツの原爆計画は失敗に終わりました。ハイゼンベルクも、ハーンも戦争

末期には連合軍にとらえられ、ロンドン郊外に幽閉されていました。一九四五年八月、日本の無条件降伏で、第二次世界大戦は終りました。原爆による広島・長崎の壊滅、無辜の市民数十万人以上虐殺の報は、ロンドンの幽閉所にも伝わってきました。そのとき最も大きい衝撃をうけたのは、ハーンその人でした。ハーンはそれ以来、自己の研究がもたらした罪悪を悔い、死に至るまで悶々としていたと伝えられています。

戦後ドイツは二つの国に分けられ、西独は連合軍の支配下におかれました。アメリカは戦略的な重要性から、西独に「戦術核兵器」の装備をすすめていました。ゲッティンゲン宣言は、これに対する科学者たちの抗議でした。宣言では、いわゆる「戦術核兵器」は、たとえ「小型」でも、原子爆弾の一種にすぎず、危険性は広島・長崎型原爆にまさるとも劣らぬことを指摘し、西独が核兵器を毅然として拒否するよう勧告し、次のように訴えています。

「われわれは、西独のように、大国の政治に具体的な提案をするには無力な小国では、小国自身が

核兵器の保有を明確、かつ自発的に放棄してこそ、最も安全に自国を守り、世界平和を促進する所以であると信ずる。署名者は、いかなる形でも、原子兵器の製造、実験、使用には絶対に参加しない。原子力平和利用については、その重要性をみとめ、協力を約束しています。

署名者十八人。ハイゼンベルク、ハーンの他に、ラウエ(一九一四年度ノーベル物理学賞)、ボルン(一九五四年ノーベル物理学賞)ワイツゼッカーらが参加しています。ワイツゼッカーは恒星のエネルギー源や、太陽系の起源に関するすぐれた研究者で、ゲッティンゲン宣言の中心的提唱者でした。現在の西独大統領リヒャルト・フォン・ワイゼッカーはその弟です。終戦四十周年記念日における同大統領の「過去に目を閉じるものは、現在についても盲目である」との謙虚な名演説も、ゲッティンゲン宣言と無縁ではないと、私には思われました。

